

おおづまちしゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう しゅだん りょう
大津町手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用

そくしん かん じょうれい の促進に関する 条例

しゅわ てゆび からだ うご ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん げんご
手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

しゃ ものごと かんが はか たが きも りかい あ
ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合いな
ら、ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう げんご しゅわ たいせつ はぐく う
がら、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受
け継いできた。

しゅわ きょういく どくしん はっせい くんれん ちゅうしん こうわきょういく
しかしながら手話は、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が
どうにゅう ながねん げんご みと
導入されたことにより、長年にわたり言語として認められてこなかったことなどから、
しゃ しゅわ ひつよう じょうほう え
ろう者が手話によって必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることができる
かんきょう じゅうぶん せいび おお ふべん ふあん かん せいかつ
環境は十分に整備されず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

なか しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご
こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話が言語である
い ち すべ しょう しゃ かのう かぎ げんご しゅわ ふく
ことが位置づけられ、また、全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）そ
た
他のコミュニケーションのための手段についての選択の機会が確保されるとともに、
じょうほう しゅとくまた りょう しゅだん せんたく きかい かくだい はか きてい
情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることが規定された
りかい かんきょう せいび じゅうぶん い
が、そうした理解や環境の整備は十分とは言えない。

しゅわ げんご にんしき もと しゅわ りかい ひろ およ しょう
そこで、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの
とくせい おう しゅだん りょう そくしん はか すべ ちょうみん
特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての町民が
ちいき なか みと あ かがや い あんしん く きょうせい
地域の中で認め合い、輝きと生きがいをもって、安心して暮らすことができる共生
しゃかい じつげん めざ じょうれい せいいてい
社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び

障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、

町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策

を定めることにより、全ての町民が地域の中で認め合い、安心して暮らすことができ

る共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。

(2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者への伝達補助等を行う者をいう。

(5) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、

拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指文字、代用音声（喉頭摘出等により

使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障

がい者用意思伝達装置その他の障がい者が他人とのコミュニケーションを図るため

しゅだん
の手段をいう。

(6) 合理的配慮 障がい者が他の者と同等の権利を行使することを確保するために

行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供され

る配慮をいう。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり、手話が独自の

体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に育

み、受け継いできた文化的な所産であると認識した上で行われなければならない。

2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての町民が、

様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を理解

し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを旨として行わなければならない。

まち せきむ
(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、町民及び事業者並びに関係団体と

連携して、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの

特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するとともに、

必要な合理的配慮を行うものとする。

ちょうみん やくわり
(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する手話が言語であるという

認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション

手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか まち じっし しゅわ げんご
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する手話が言語であるとい

にんしき もと しゅわ りかい ひろ およ しょう とくせい おう
う認識に基づく手話への理解の広がり及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション

しゅだん そくしん かん しさく きょうりよく つと しょう しゃ しょう
手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がい

の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を

おこな
行うものとする。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう まち だい じょう きてい もと つぎ かか しさく すいしん
第7条 町は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

しゅわ げんご にんしき もと しゅわ りかい ひろ およ しょう とくせい
(1) 手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がい者の特性に

おう しゅだん りよう そくしん かん
応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関すること

しょう とくせい おう しゅだん じょうほう ていきょう かん
(2) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供に関すること

しえんしゃ かくほおよ ようせい かん
(3) 支援者の確保及び養成に関すること

しょう とくせい おう しゅだん りよう かんきょう せいび かん
(4) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関
すること

ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい ひつよう しさく
(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

まち ぜんこうかくごう かか しさく すいしん あ しょうがいしゃきほんほう しょう わ ねんほう
2 町は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法

りつだい だい じょうだい ごう きてい さくてい おおづまちしょう しゃきほんけいかく せい
律第84号）第11条第3号の規定により策定する大津町障がい者基本計画との整

ごうせい はか しょう しゃ たかんけいしゃ いけん き いけん そんちよう
合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するもの
とする。

がっこうとう せっちしゃ とりくみ
(学校等の設置者の取組)

だい じょう がっこうとう がっこうきょういくほう しょう わ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい がっこう
第8条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

だいがくおよ こうとうせんもんがっこう のぞ しゅうがくまえ こ かん きょういく ほいくとう そうごう
(大学及び高等専門学校を除く。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

てき ていきょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい
的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 1 8 年 法 律 第 7 7 号) 第 2 条 第 7 項 に 規 定 す る

よう ほれんけいがたにんてい えんおよ じどうふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 及 び 児 童 福 祉 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 1 6 4 号) 第 3 9 条 第

1 項 に 規 定 す る 保 育 所 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 設 置 者 は 、 手 話 が 言 語 で あ る と い う 認

しき もと しゅわ りかい ひろ お しょう とくせい おう しゅだん
識 に 基 づ く 手 話 へ の 理 解 の 広 が り 及 び 障 が い の 特 性 に 応 じ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段

かん じどう せいとまた ようじ い か じどうとう りかい そくしん つと
に 関 す る 児 童 、 生 徒 又 は 幼 児 (以 下 「 児 童 等 」 と い う 。) の 理 解 の 促 進 に 努 め る も の
と す る 。

2 しょう とくせい おう しゅだん りよう ひつよう じどうとう つうがくまた
障 が い の 特 性 に 応 じ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 を 必 要 と す る 児 童 等 が 通 学 又

つうえん がっこうとう せっちしゃ とうがい じどうとう ひつよう しゅだん がく
は 通 園 す る 学 校 等 の 設 置 者 は 、 当 該 児 童 等 が 必 要 な コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 に よ り 学

しゅう かんきょう せいび とうがいがっこうとう きょういんとう しょう とく
習 す る こ と が で き る 環 境 を 整 備 す る と と も に 、 当 該 学 校 等 の 教 員 等 の 障 が い の 特

せい おう しゅだん かん ちしきおよ ぎのう こうじょう ひつよう
性 に 応 じ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 に 関 す る 知 識 及 び 技 能 を 向 上 さ せ る た め に 必 要 な

そち こう
措 置 を 講 ず る も の と す る 。

3 しょう とくせい おう しゅだん りよう ひつよう じどうとう つうがく
障 が い の 特 性 に 応 じ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 を 必 要 と す る 児 童 等 が 通 学 又

つうえん がっこうとう せっちしゃ とうがい じどうとうおよ ほ ごしゃ がっこうとう しょう
は 通 園 す る 学 校 等 の 設 置 者 は 、 当 該 児 童 等 及 び そ の 保 護 者 か ら の 学 校 等 に お け る 障

とくせい おう しゅだん りよう かん そうだん たいおうおよ しえん
が い の 特 性 に 応 じ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 に 関 す る 相 談 へ の 対 応 及 び 支 援 を

おこな
行 う も の と す る 。

さいがいじ そち
(災 害 時 に お け る 措 置)

だい じょう まち さいがい た ひじょう じたい しょう しゃ しょう とくせい おう
第 9 条 町 は 、 災 害 そ の 他 非 常 の 事 態 に お い て 、 障 が い 者 が 障 が い の 特 性 に 応 じ た

しゅだん ひつよう じょうほう すみ しゅとく えんかつ たにん
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 に よ り 、 必 要 な 情 報 を 速 や か に 取 得 し 、 円 滑 に 他 人 と の コ ミ

はか ひつよう そち こう
ュ ニ ケ ー シ ョ ン を 図 る こ と が で き る よ う 、 必 要 な 措 置 を 講 ず る も の と す る 。

ざいせいじょう そち
(財 政 上 の 措 置)

だい じょう まち しゅわ げんご にんしき もと しゅわ りかい ひろ しょう
第 1 0 条 町 は 、 手 話 が 言 語 で あ る と い う 認 識 に 基 づ く 手 話 へ の 理 解 の 広 が り 及 び 障 が

いの特性とくせいに応じたおうコミュニケーション手段しゅだんの利用りようの促進そくしんに関するかん施策しさくを推進すいしんするため、
必要な財政上ひつようの措置ざいせいじょうを講ずるそちよう努めるこうものとする。
つと

い
にん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう かん ひつよう じこう ちょう
第 1 1 条 この 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 この 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 町
ちょう べつ さだ
長 が 別 に 定 め る。

ふ そく
附 則

じょうれい こうふ ひ しこう
この 条 例 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。